

第7章 事故災害対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、突発的かつ甚大な被害が予想される航空機事故、鉄道事故、道路災害、林野火災等、多くの死傷者の発生を伴う事故等に対して、予防・応急対策を含めた防災対策の充実強化を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 航空災害対策計画

この計画は、市の区域内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市をはじめ関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制整備を図るものとする。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備推進に努めるものとする。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、航空災害に係る情報通信連絡系統図（別図1 P7-25）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対する広報は、[災害広報計画]の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 航空災害の状況

(2) 旅客及び乗務員等の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 航空輸送復旧の見通し

(6) 避難の必要性等の地域に与える影響

(7) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節 P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節 P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

(1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第7節 P2-11：消防計画)

(2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節 P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第3.3節 P4-58：広域応援要請計画)

第3節 鉄道災害対策計画

この計画は、市の区域内において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市をはじめ関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 北海道運輸局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者とともに広報活動に努めるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかに対策を講ずる。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災によ

る被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図2P7-26）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 鉄道災害の状況

(2) 旅客及び乗務員等の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 鉄道輸送復旧の見通し

(6) 避難の必要性等の地域に与える影響

(7) その他必要な事項

（第4章災害応急対策編第7節P4-10：災害広報計画）

3. 応急活動体制

市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

- (1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第9節P2-13：消防計画)

- (2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節P4-37：廃棄物処理等計画)

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-54：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定次期を明らかにするよう努めるものとする。

第4節 道路災害対策計画

この計画は、道路構造物の被災等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

道路管理者及び富良野警察署等の関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現状の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講ずるため、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる

ものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 富良野警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行を禁止し、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図 3P7-26）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 道路輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等の地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節 P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節 P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

(1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第7節 P2-11：消防計画)

(2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第10節 P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第2 1節 P4-37：廃棄物処理等計画)

1 0. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第3 2節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第3 3節 P4-58：広域応援要請計画)**■災害復旧**

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意し迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

1. 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
2. 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人的応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
3. 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
4. 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努めるものとする。

第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、道危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■危険物の定義

1. 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するもの

＜例＞石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2. 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定するもの

＜例＞火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定するもの

＜例＞液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するもの

＜例＞毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5. 放射性物質

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に規定するもの

＜例＞放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質など

■災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき予防対策は、次のとおりとする。

1. 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、富良野広域連合富良野消防署及び富良野警察署へ通報するものとする。

(2) 富良野広域連合富良野消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 富良野警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2. 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

(2) 富良野警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をするなどして運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害発生の届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

3. 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造設備等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 富良野警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害発生の届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理

者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4. 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を富良野保健所、富良野警察署又は富良野広域連合富良野消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

(2) 富良野警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

■災害応急対策

1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図2P7-30）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 実施機関

市、事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等の地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5. 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

事業者は、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

(2) 富良野広域連合富良野消防署

ア 消防計画に基づき速やかに危険物等災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施する。特に事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 富良野広域連合富良野消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(第2章災害予防計画第7節 P2-12：消防計画)

6. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性などの危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節 P4-13：避難対策計画)

7. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第8節 P4-20：救助救出計画)

8. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節 P4-32：医療救護計画)

9. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

10. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節 P4-21：交通応急対策計画)

11. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

12. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

13. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

第6節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市及び富良野広域連合富良野消防署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3. 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4. 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5. 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施などにより要配慮者対策等に十分配慮する。

また、地域の自主防災組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

6. 消防水利の確保及び消防体制の整備

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や河川水の活用等に努める。また、消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成・運用、機械・資機材の整備、情報通信手段等について十分に検討し、大規模な火事災害に対する体制を強化する。

7. 防災訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

8. 火災警報

市長は、北海道知事（上川総合振興局長）から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度 67%以下にして、最小湿度 35%を下回り、最大風速 8m/s を超える見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

■災害応急対策

1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図（別図 5 P7-28）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性等の地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

富良野広域連合富良野消防署は、消防計画の定めるところによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路確保及び重要かつ危険度の高い場所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(第2章災害予防計画第7節P2-12：消防計画)

5. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節P4-13：避難対策計画)

6. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節P4-20：救助救出計画)

7. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節P4-32：医療救護計画)

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

9. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節 P4-21：交通応急対策計画)

10. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

11. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

12. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第7節 林野火災対策計画

この計画は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとし

ている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

1. 実施事項

4月1日から6月30日までを「林野火災危険期間」（以下「危険期間」という。）、危険期間のうち4月21日から5月31日までを「林野火災予防強調期間」及び「無煙期間」として設定し、次の予防対策を効果的に実施する。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を推進する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、広報活動を通じて広く周知する。

イ 入林の許可・届出等を行うよう指導する。

ウ 火災警報発令時又は気象条件急変時には、必要に応じて入林制限を行う。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入対策

危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び富良野市林野火入規則（昭和42年富良野市規則第8号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令時又は気象条件急変時には、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材等の整備

地域に適合した消火資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検に努める。

(4) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防止するため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策の確立

(5) 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため森林所有者と協議し、特に次の事項に留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2. 富良野市林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、市をはじめ関係機関・団体により富良野市林野火災予消防対策協議会が組織されている。

(1) 構成機関・団体

富良野市、上川総合振興局、北海道上川南部森づくりセンター富良野事務所、上川南部森林管理署、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野広域連合富良野消防署、富良野警察署、富良野地区森林組合、各造林業者、北海道旅客鉄道株式会社富良野駅、株式会社コクド北海道事業部富良野スキー場、北海道猟友会富良野支部富良野部会、各森林愛護組合、社団法人ふらの観光協会

(2) 林野火災特別警戒区域

林野火災の特別警戒区域を次のとおり設定し、所管する機関において警戒体制の強化を図る。

- ア 朝日ヶ丘、島の下、清水山（富良野市）
- イ 北の峰、芦別岳登山口、富良野岳登山口（上川南部森林管理署）
- ウ 東大演習林樹木園、布部～岩屋（東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林）

3. 気象情報

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行い、火災気象通報の通報基準は、気象官署が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

（第4章災害応急対策計画編第2節 P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画）

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、林野火災気象通報伝達系統図（別図6 P7-29）のとおりとす。

(3) 市の措置

市が通報を受けたときは、通報内容及びとるべき予防対策等を、富良野広域連合富良野消防署、上川南部森林管理署、北海道上川南部森づくりセンター富良野事務所、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、大規模な火事災害対策計画の定めるところにより火災警報を発令することができる。

(第7章事故災害対策編第6節 P7-16：大規模な火事災害対策計画)

■災害応急対策

1. 情報通信

広範囲にわたる林野の消失等も災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

林野火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、林野火災に係る情報通信連絡系統図(別図7P7-29)のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 市及び上川総合振興局においては、速やかに林野火災被害状況調書の提出を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 被災者の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 避難の必要性等の地域に与える影響

(6) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

富良野広域連合富良野消防署は、消防計画の定めるところによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、又は広域化する場合には、ヘリコプター要請・活用計画の定めるところにより、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

(第2章災害予防計画第7節 P2-12：消防計画)

(第4章災害応急対策計画第3 1節 P4-53：ヘリコプター要請・活用計画)

5. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節 P4-13：避難対策計画)

6. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第1 0節 P4-20：救助救出計画)

7. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第1 9節 P4-32：医療救護計画)

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第2 6節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

9. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第1 2節 P4-21：交通応急対策計画)

10. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

11. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

12. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

大規模な林野災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第8節 大規模停電対策計画

この計画は、大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について必要な事項を定める。

■災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務

計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(5) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図8 情報通信連絡系統図 (P7-34) のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 富良野市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状

況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4. 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5. 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第19節及び第5章第25節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6. 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第12節及び第5章第19節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7. 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第9節及び第5章第16節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8. 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、市や道等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9. 給水対策

市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10. 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第41節及び第5章第46節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11. 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12. 自衛隊派遣要請

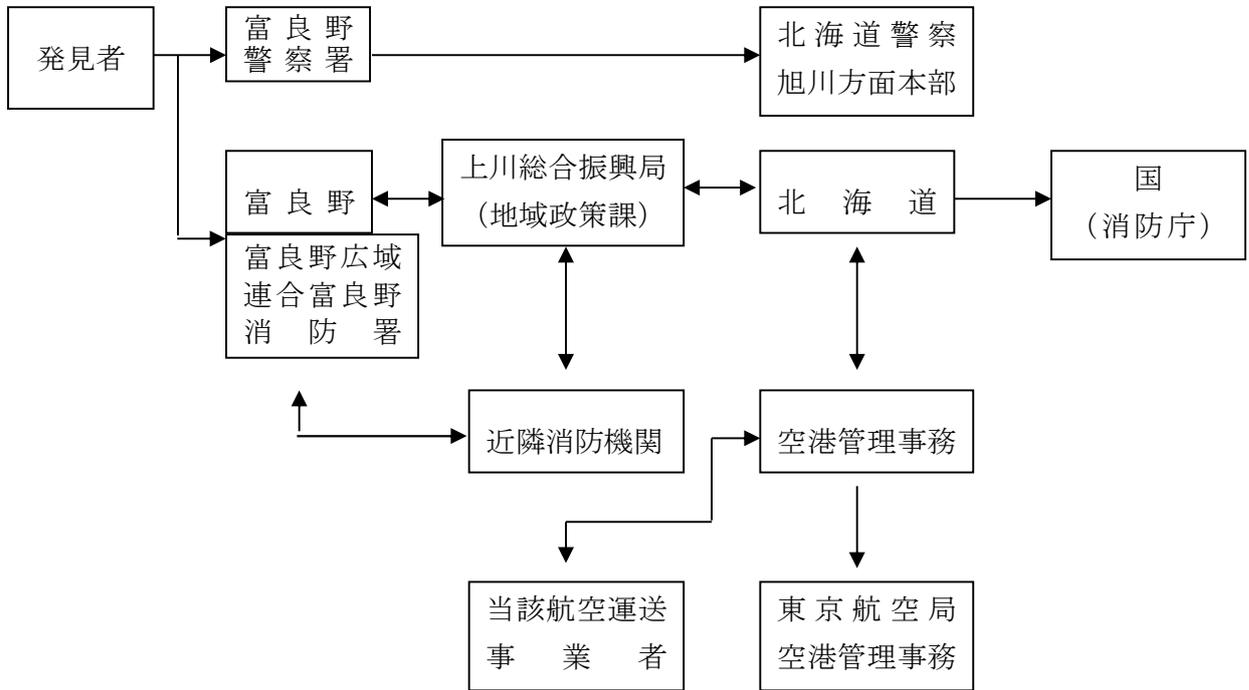
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13. 広域応援

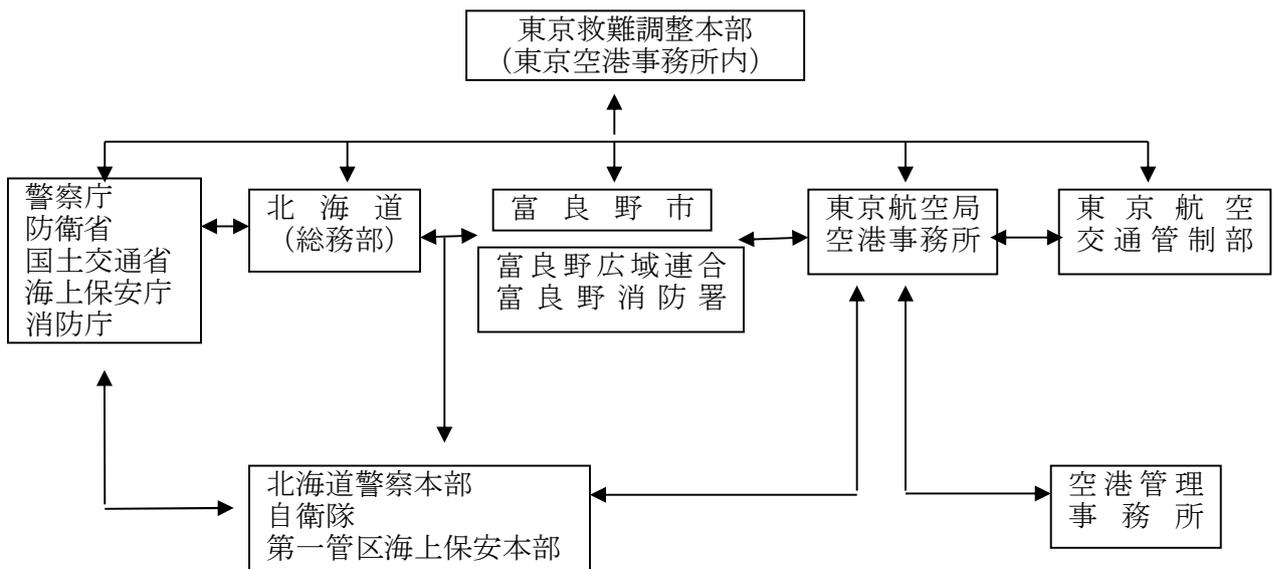
市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第33節及び第5章第37「広域応援受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

■別図1 航空災害に係る情報通信連絡系統図

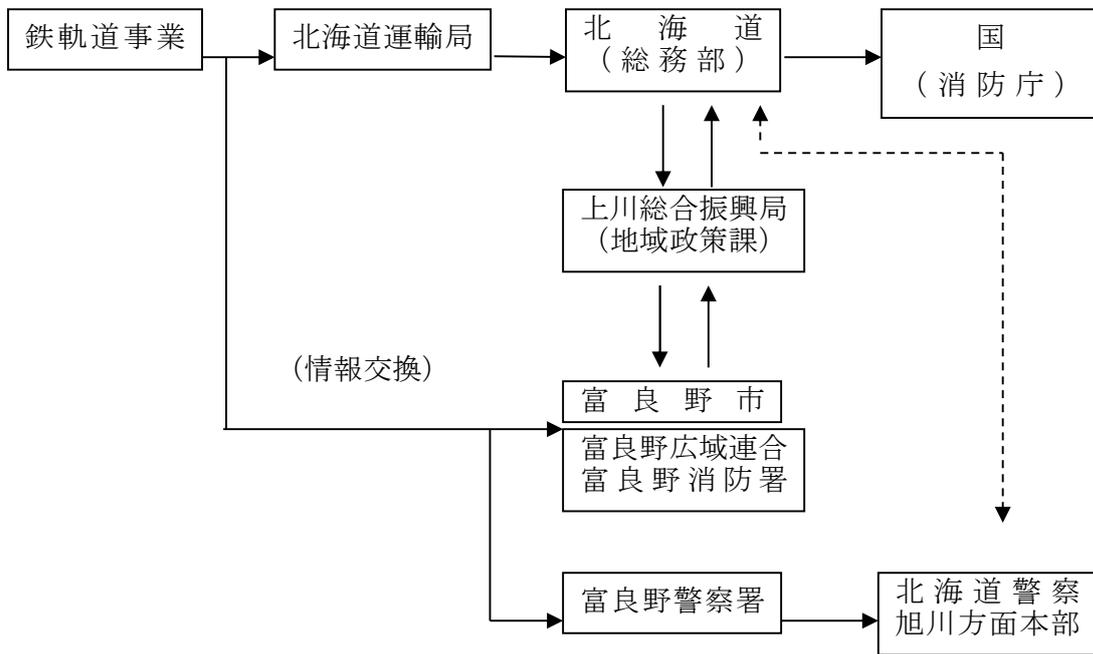
1. 発生地点が明確な場合



2. 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）

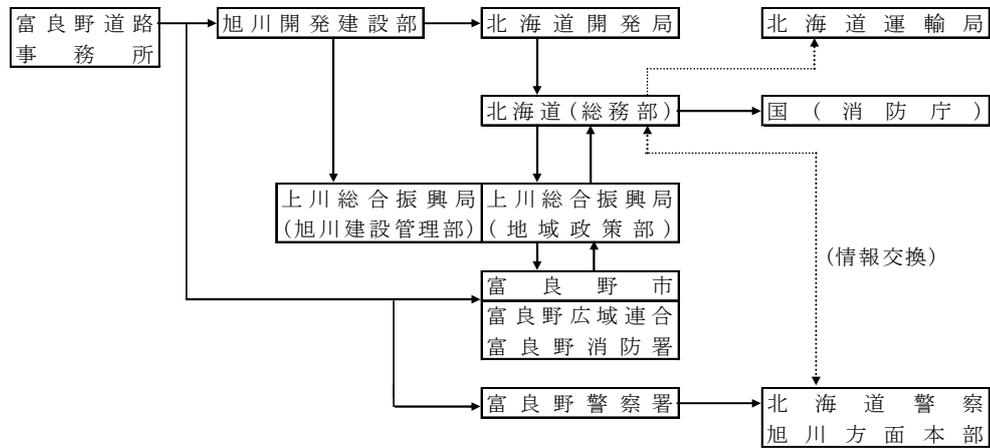


■別図2 鉄道災害に係る情報通信連絡系統図

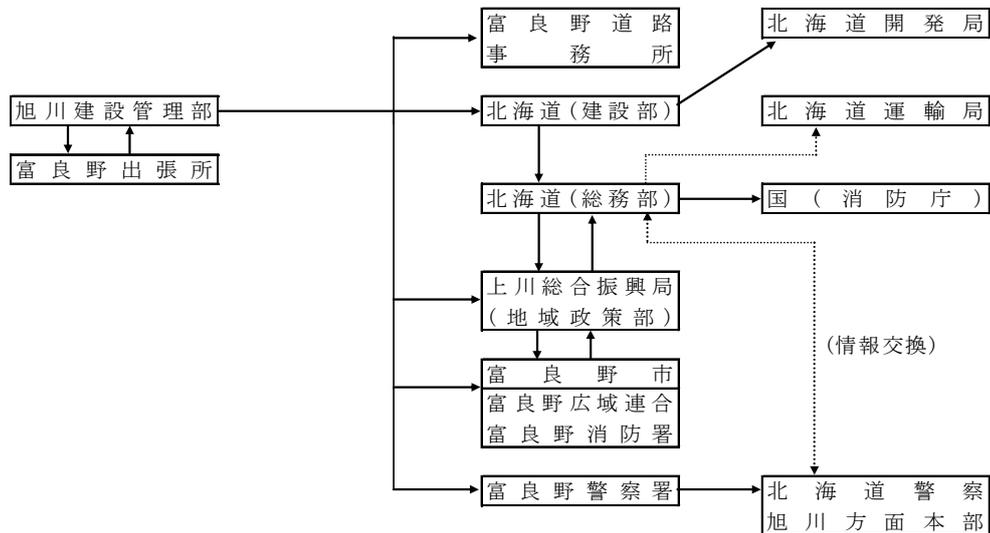


■別図3 道路災害に係る情報通信連絡系統図

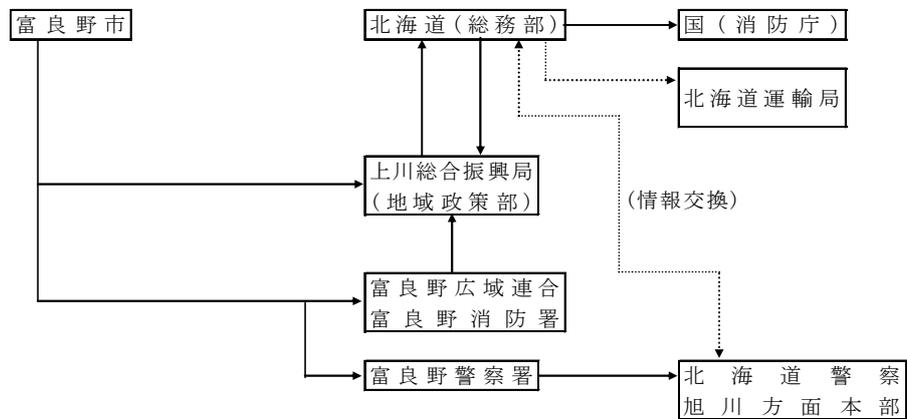
1. 国の管理する道路



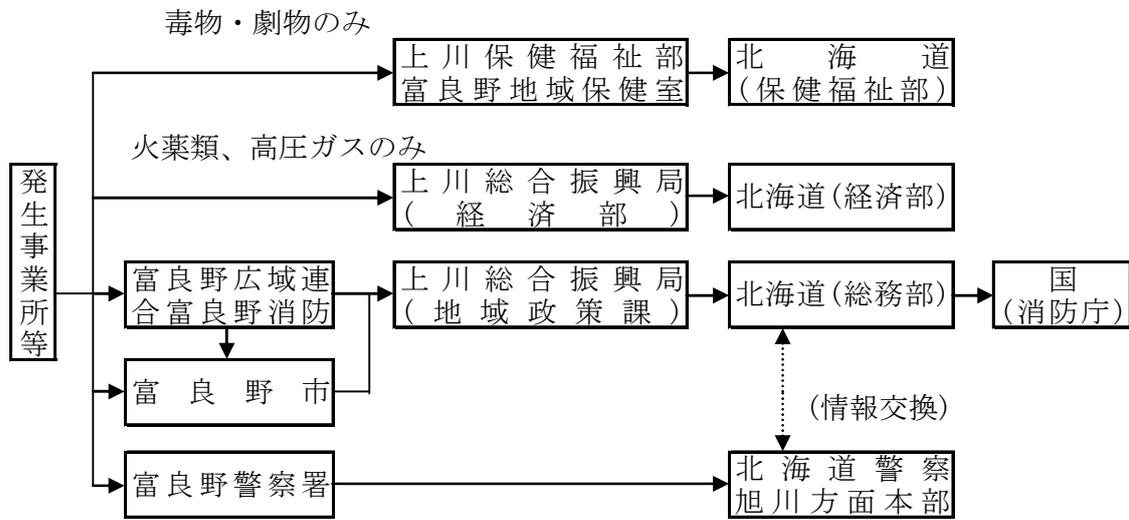
2. 道の管理する道路



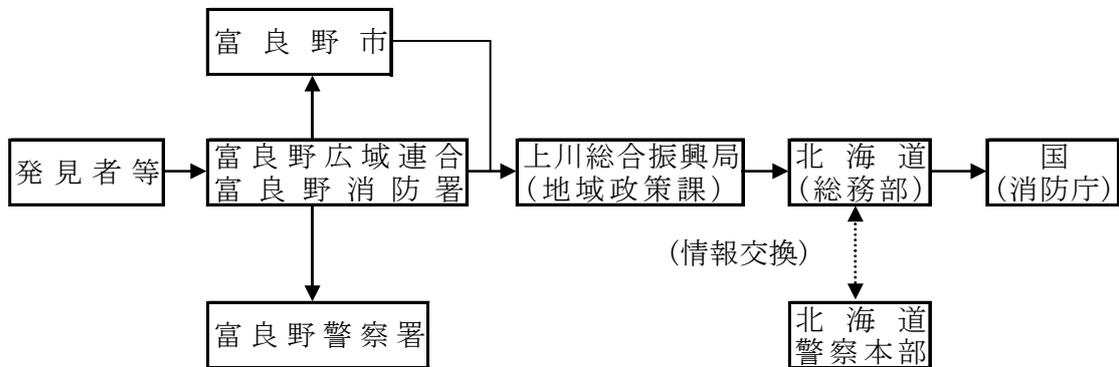
3. 市の管理する道路



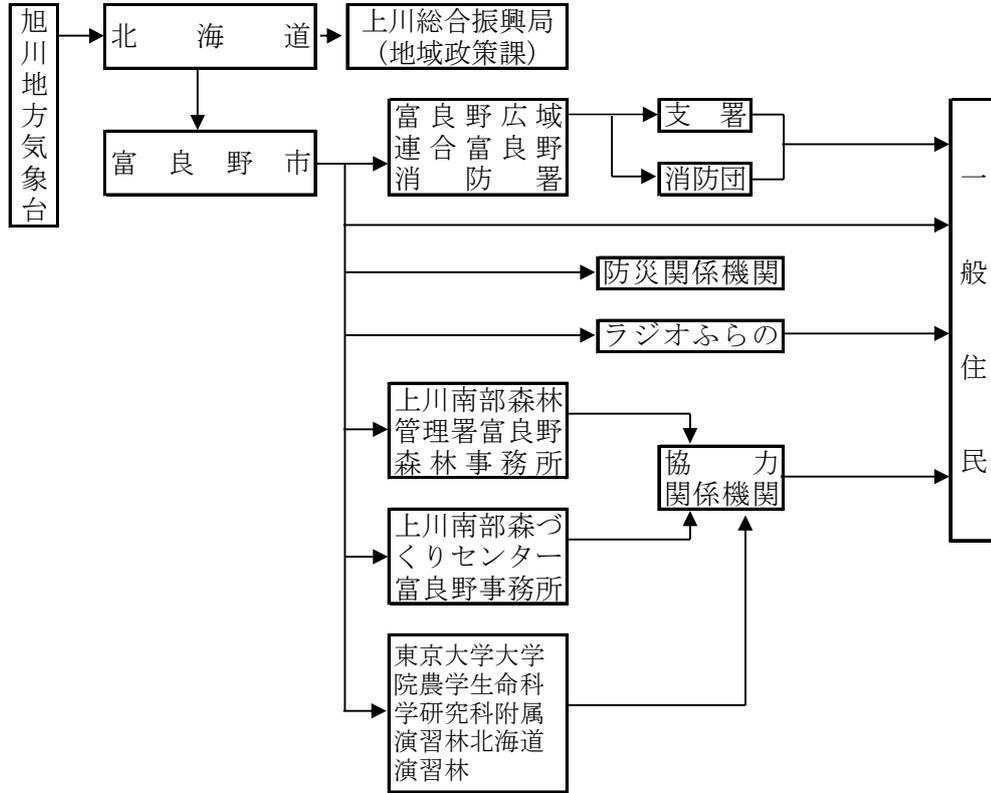
■別図4 危険物等災害に係る情報通信連絡系統図



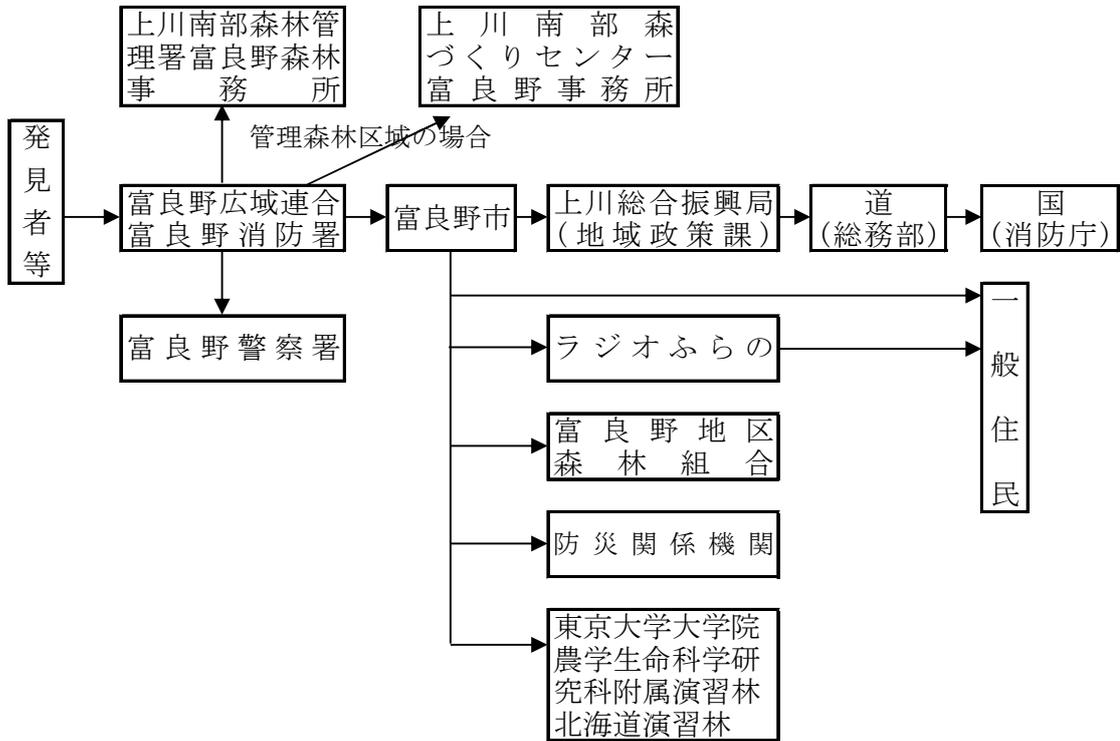
■別図5 大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図



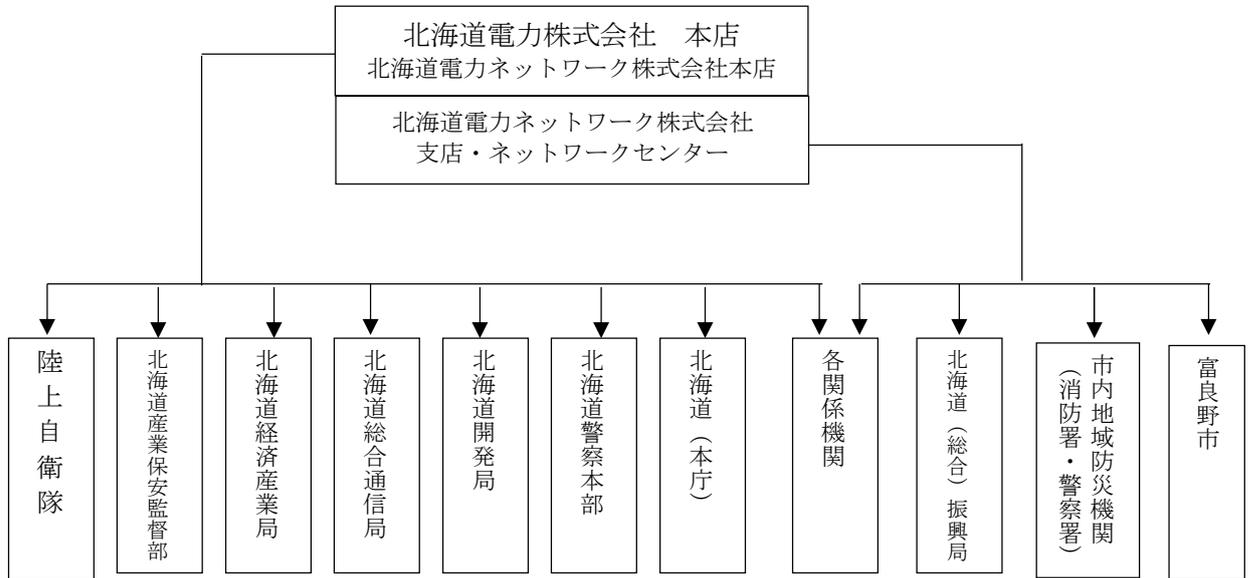
■別図6 林野火災気象通報伝達系統図



■別図7 林野火災に係る情報通信連絡系統図



■別図8 大規模停電に係る情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置